６教教発第11409号

令和６年６月

各学校施設利用団体の皆様

教育総務課長

学校施設利用における熱中症予防対策について

　日頃から学校施設開放業務にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

　暑い夏場の学校施設では、日差しを遮るもののない校庭、熱のこもりやすい体育館ともに熱中症発症の危険が高い状態となります。

そこで、熱中症を予防するため、ＷＢＧＴ（暑さ指数）や気温が下記の基準に達した場合には活動を中止いただくようお願いいたします。

なお、数値がこの基準に達していない場合でも、予防的措置として活動を中止することも検討いただき、無理をせず、安全に配慮した活動となるようお願いいたします。

記

１　活動中止の判断について

活動中にＷＢＧＴ実測値31℃以上又は気温35℃以上となっている場合には、活動中止としてください。

２　納付済み使用料の振替について

次回申請分の使用料に振替します。次回学校に使用申請書を提出する際に、学校施設使用料振替申請書を一緒に提出してください。

３　ＷＢＧＴ（暑さ指数）の情報取得について

「環境省熱中症予防情報サイト」で確認することができます。登録をすることで、ＷＢＧＴの予測値や実測値についてメールを受信することもできますので、ご活用ください。

ＵＲＬ　http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt\_data.php

教育総務課教育地域力推進担当

担当　榊原、吉田、畠山、藤條

電話　5744-1445